

治山事業における森林整備入札説明書

入札者は、下記の事項を承知のうえ、入札に参加してください。

なお、この入札説明書は、「滋賀県財務規則」、「治山事業における森林整備施行要領」ならびに「治山事業における森林整備入札執行要領」を抜粋・説明したものです。

1 保証金について

(1) 入札保証金

入札公告に記載のとおりとします。ただし、「免除」と記載した場合であっても、契約当事者が必要と認めるときはこの限りではありません。

(2) 契約保証金

入札公告に記載のとおりとします。「落札価格の10%以上を納付すること」とした場合にあっては、落札価格の10%以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または滋賀県知事が確実と認める金融機関の保証をもって納付に代えることができます。また、落札価格の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補方式に限る。）の締結もしくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、「滋賀県知事が確実と認める金融機関」とは、銀行のほか、①～③に定める金融機関とします。

① 信用金庫：滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、
京都中央信用金庫、信金中央金庫

② 信用組合：滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合、京滋信用組合、
全国信用協同組合連合会

③ その他：商工組合中央金庫、農林中央金庫、滋賀県信用農業協同組合連合会

2 前金払、中間前金払および部分払について

(1) 前金払

入札公告に記載のとおりとします。

(2) 中間前金払

入札公告に記載のとおりとします。

(3) 部分払

入札公告に記載のとおりとします。

3 落札者の決定方法について

(1) 「制限を設けない」と記載した場合

最低の価格（ゼロ円を除く）で入札を行った者が落札者となります。

(2) 「最低制限価格制度を適用」と記載した場合

最低制限価格を下回る入札は失格とし、本件工事について再度入札に参加することはできません。

4 無効入札について

以下の場合にあっては、その入札を無効とします。

- (1) 入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意志表示をした入札
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (5) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (8) 次に掲げる登録済の専門技術者のいずれかを雇用していない者のした入札

ア) 一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士(林業経営)

イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項の規定により知事の指定を受けた滋賀県林業労働力確保支援センターが実施する所定の研修を受講し、当該研修の修了認定書の交付を受けた森林管理技術者(淡海フォレスター)または、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令(平成8年農林水産省令第25号)第1条の農林水産省が備える研修終了者名簿に登録された林業作業士(フォレストワーカー)

ウ) 森林整備(A)の入札については、上記ア)イ)に加え、一般社団法人日本森林技術協会の認定する林業技士(森林土木)または、造園施工管理技士または、土木施工管理技士

- (9) 商号または名称等に記載誤りや記載漏れがある場合、または記載内容と証明する書類との間で同一性が確認できない場合には滋賀県財務規則第199条第1号に該当するものとし、その者の入札を無効とする。また、提出後の再提出は認めないものとする。

- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

5 入札の辞退について

- (1) 再度入札に参加しない場合は、その旨入札執行者に申し出て、入札執務室から退室してください。
なお、既に投函した入札書は撤回できません。
- (2) 随意契約の手続きに移るときに、随意契約の見積に参加しない場合は、入札執行者に申し出て、入札執務室から退室してください。
- (3) 入札等を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

6 その他必要事項

- (1) 入札価格が予定価格に比し著しく差のあるときは入札執行を一時中止することがあります。この場合には入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開・打切りまたは適当な指示をおこなうことがあります。
- (2) 入札前に、森林整備一般競争入札専門技術者確認資料を提出してください。
- (3) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは1(2)に記載した履行保証措置を講じた上、7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければなりません。なお、7日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがあります。ただし、当該期間には土曜日、日曜日および祝日を含めないものとする。

- (4) 設計書、図面および仕様書を熟覧し、入札期日の前日までに疑義等の確認をしておいてください。
公告および設計図書等に対する質問がある場合は、持参またはファクシミリ(様式は任意です。また、ファクシミリの場合は提出先に着信の確認をすること)により書面で提出してください。受付場所および受付期間は公告のとおりとします。また、質問に対する回答は、公告に定める場所および期間において閲覧に供するものとします。
- (5) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

7 その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札公告の特記事項については、必ず確認して、入札に参加してください。